

重粒子線治療施設に関する覚書（案）

神奈川県立がんセンター特定事業（以下「本件事業」という。）に関し、神奈川県病院事業庁（以下「甲」という。）及び〔事業者名称〕（以下「乙」という。）は、甲乙間の平成22年2月〔 〕日付神奈川県立がんセンター特定事業契約書（以下「事業契約」という。）第65条第2項に基づき、以下のとおり、重粒子線治療施設（以下「重粒子施設」という。）に関する覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。なお、本覚書で別段定義するもののほか、本覚書において使用する用語は、事業契約における定義に基づくものとする。

（損害の負担）

第1条 乙は、事業契約に基づく重粒子施設の外構、植栽作業の履行について損害（第三者に生じた損害を含む。）が発生した場合は、その損害を賠償しなければならない。また、乙は、かかる業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、臭気の発生等により第三者に損害が発生した場合は、その損害を負担しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、重粒子施設、その敷地、又は重粒子施設の甲若しくはその指定する者（重粒子施設整備請負人を含む。）又はその利用者による建設工事、維持管理、運営及びこれらに関連する業務（但し、乙が重粒子施設の維持管理業務を行う場合は除く。）に起因する損害については、甲が合理的範囲でこれを負担するものとする。

3 乙は、事業契約に基づく重粒子施設の外構、植栽作業の履行について損害（第三者に生じた損害を含む。）が発生した場合は、速やかにこれを甲に通知するものとし、甲及び乙は、関係者協議会において、その負担、支払条件等について協議するものとする。

（重粒子施設整備請負人との協定）

第2条 乙は、病院施設の整備業務等を遂行するにあたっては、甲の指示に従い、資材置き場の利用、駐車場の利用その他合理的に可能な範囲において、重粒子施設整備請負人と協力するものとし、甲及び乙は、甲と重粒子施設整備請負人との間で請負契約締結後速やかに、かかる協力義務、遵守事項、緊急時の対応、損害が生じた場合の負担、協議事項が発生した場合の協議方法等につき、重粒子施設整備請負人との間で、大要別紙1の内容の三者間協定書を締結するものとする。

（重粒子施設の維持管理業務）

第3条 甲及び乙は、重粒子施設の維持管理業務を事業契約に基づく業務に含める必要がある場合は、事業契約第43条の手続きに従って業務方法等の変更がなされることにつき合意する。

（管轄裁判所）

第4条 本覚書に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(疑義等の解決)

第5条 本覚書に関し疑義のあるときは、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

甲 神奈川県[]
神奈川県病院事業庁
[] [] 印

乙 [住所]
[会社名]
[代表者名] 印

三者間協定書（案）

神奈川県立がんセンター特定事業（以下「本件事業1」という。）及び、重粒子線治療施設建設事業（以下、「本件事業2」という。）に関し、神奈川県病院事業庁（以下「甲」という。）及び〔事業者名称〕（以下「乙」という。）及び〔重粒子施設整備請負人 事業者名称〕（以下「丙」という。）は、本件事業1、本件事業2の円滑な遂行を行うために、以下のとおり、三者間協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条 （協力義務）

乙及び丙は、本件事業1又は本件事業2を遂行するにあたり、甲の指示に従い、各事業用地に隣接する資材置き場及び駐車場の利用その他甲、乙及び丙の協議により定めた事項につき、合理的な範囲において相互に協力するものとする。

第2条 （遵守事項）

乙及び丙は、前条に定める事項につき協力する場合、以下の各号に定める事項を相互に遵守するものとする。

- (1) . . .
- (2) . . .

第3条 （緊急時の対応）

乙及び丙は、災害等の緊急事態が発生した場合には、甲の指示に従って事態の対応にあたるものとし、本件事業1及び本件事業2に係る人的・物的被害を最小限度に抑えるよう、努めるものとする。

第4条 （損害の負担等）

甲、乙及び丙は、本件事業1及び本件事業2に関して生じた損害（第三者に生じた損害を含む。）につき、以下のとおり負担することを確認する。

- (1) . . .
- (2) . . .

第5条 （協議事項及び協議方法）

1. 甲、乙及び丙は、以下に定める各事由が発生した場合には、三者間で協議してその処理方法を決するものとする。

- (1) . . .
- (2) . . .

2. [協議方法について]

第6条 (管轄裁判所)

本協定に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7条 (疑義等の解決)

本協定に関し疑義のあるときは、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

【甲乙丙協議により記載する。】

平成 [] 年 [] 月 [] 日

甲 神奈川県[]
神奈川県病院事業庁
[] [] 印

乙 [住所]
[会社名]
[代表者名] 印

丙 [住所]
[会社名] 重粒子施設整備請負人
[代表者名] 印